

平成30年9月
(一社) 日本民間放送連盟

放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件の一部を改正する告示案に対する意見

該当箇所	意見
改正案全体	<p>本告示改正は衛星放送サービスの機動的な展開を可能とするものであると考えられることから、同改正案に賛成します。</p> <p>衛星基幹放送事業のさらなる発展に向けて、行政は引き続き、関係事業者の意見や要望を十分に汲み上げて制度改正等に反映していただくよう要望します。</p>